

# 学校いじめ防止基本方針

四日市市立県小学校

## はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針の改訂（最終改訂 令和7年8月）にともない、「いじめの防止」等をさらに推進するため、今まで学校が取り組んできていることや今後大切にしていこう取り組みについて策定・見直してまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を再策定しました。

### いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

- ※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ※ 好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合も、法が定義するいじめには該当する。ただし学校はいじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応も可能である。

## 第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

### 1 いじめの防止

児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。そして、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考えることができるよう支援する。

- ・授業や学校生活の中で、集団の一員としての自覚や自信を育み、お互いを認め合える取り組みを行う。
- ・人権学習に取り組み人権意識を高めるとともに、生活の様子を見直したり振り返ったりする機会をもつ。
- ・メディア・リテラシーを養う授業を実施する。
- ・交流学习や異年齢交流を充実させ、人と関わる喜びや相手を大切に思う心を育む。
- ・「あいさつ運動」や「児童による啓発」など児童主体の活動を通して、いじめのない学校づくりを推進する。
- ・教職員の人権意識を向上させ、いじめへの対応に係る教職員の資質向上のための研修を実施する。

### 2 いじめ防止啓発

(1) 「『いじめ』に関する指導の手引」を活用する。

① 手引を基にして、いじめについての共通理解を図る。

② 「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図る。

(2) 「人権ポスター」等の作成、「人権フォーラム」、「人権フェスタ」への参加を通して、意識を高める。

- (3) 4月, 11月を「いじめ防止啓発月間」とし, あがたっ子委員会を中心に啓発を行う。  
また, 年間を通して「のぼり旗」を昇降口に設置する。
- (4) いじめ防止に関する教材を活用する。
- (5) 全学年で, 年に1度は「いじめ防止授業」を行う。
- (6) 保護者にいじめ防止の啓発を行う。(学年人権学習, 人権フェスタ, ホームページ等)

### 3 いじめの早期発見

些細な兆候であっても, いじめではないかとの認識を持って, 早い段階から当該児童や保護者との確かな関わりを持ち, 隠したり軽視したりすることなく, いじめを積極的に認知する。

#### (1) 日常的な取組み(0次対応: いじめの未然防止)

- ①子どもたちとの対話や観察, 日記等による児童の変化やサインを見逃さない。  
(インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめにも注意を払う。)
- ②信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をする。
- ③「心の天気」, 「スタンドバイ」, 「シャボテン」の活用をする。
- ④SNS相談アプリを活用できるようにするなど, 児童の学習用タブレット端末上に悩みを安心して相談できる環境を整備する。

#### (2) 学期毎の「いじめ調査」実施や, 「学級満足度調査(Q-U調査)」の実施

- ・いじめの認知件数が0であった場合, その事実を児童や保護者に公表し, 認知漏れがないか確認する。

#### (3) 教育相談体制の充実

- ①「いじめ調査」「学級満足度調査(Q-U調査)」を基にして, 教職員が全児童に対して面談による教育相談を実施し, 子どもたちの不安や心配事等の心の状況を把握する。
- ②『「いじめ」に関する指導の手引』の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用する。

#### (4) スクールカウンセラー(臨床心理士等)の活用

- ①いじめを受けた児童の心のケアを最優先に行う。
- ②必要に応じて, スクールソーシャルワーカー, スクールロイヤー等の派遣要請・活用も行い, 場合によっては, 加害児童のケアも行う。

### 4 いじめ事案に対する対応

- (1) いじめを発見, 通報を受けた場合は, 一部の教職員で抱え込まず, 原則としてその日のうちに「いじめ防止対策委員会」を中核として速やかに対応する。
- (2) いじめを受けた児童を全面的に支え, 守る姿勢で対応するとともに, 状態に合わせた継続的なケアを行う。いじめを行った児童に対しては, 再発防止に向けて適切に指導するとともに, 状況に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- (3) いじめを受けた児童からの聞き取り及び, 家庭訪問をして保護者への報告を行う。教職員全員の共通理解を図り, 保護者とともに解決を図る。必要に応じて, 関係機関・専門機関, SC・SSW・SLなどの専門家と連携して取り組む。

- (4) いじめを行った児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図る。
- (5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることに、学級、学年、学校全体に指導する。
- (6) 教育委員会に報告し、対応策について継続的に指導・助言を受ける。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応する。
- (8) いじめ行為が3か月以上継続して止んでおり、心身の苦痛を感じていないことを、いじめを受けた児童及びその保護者から確認できたことを、いじめの解消要件とする。

## 第2章 いじめ防止のための校内組織

### 1 校内組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- ① 構成員は、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、関係職員、(※必要に応じてスクールカウンセラー)とする。
- ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、情報の収集、記録、共有、指導体制や対応方針の決定を組織的に行う。
- ③ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告する。
- ④ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受ける。

(2) 「生徒指導対策委員会」を設置する。

- ① 構成員は、管理職、生徒指導主任、関係職員、養護教諭、教育相談担当とする。
- ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議する。

### 2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携していく。

(1) PTA及び学校運営協議会との協働。

(2) 保育園、幼稚園、小学校、中学校と連携し、情報共有。

(3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携。

## 第3章 保護者と児童の役割

### 1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させない声かけや助言、取り組みをお願いします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめを許さない人間性を育み、日頃からいじめについての悩みがあったり、周りでいじめを発見したりした場合は、周囲の大人に相談するように働きかけてください。
- (2) 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との連携に努めるとともに、協働していじめを許さない環境づくり取り組んでください。
- (3) いじめを発見し、又は、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。
- (4) 子どもがスマートフォン等デジタル端末を使用する際は、保護者が責任をもってその使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行ってください。

### 2 児童として

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも一生懸命取り組むとともに、思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめを許さない環境づくりに努めてください。
- (2) 周囲にいじめの可能性があると認識したときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談するなど、いじめを許さない立場に立ち、行動するように努めてください。

## 第4章 関係機関との連携

### 1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図る。

- (1) 各警察署（四日市南・北・西 生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 県駐在所

### 2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

- (1) 四日市市人権センター
- (2) 四日市市市民生活課多文化共生推進室
- (3) 四日市市男女参画企画課
- (4) こども家庭センター
- (5) こども未来課青少年育成室
- (6) 北勢児童相談所
- (7) 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会
- (8) 四日市市 PTA 連絡協議会

## 第5章 重大事態発生時の対処

### ○重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告し、保護者と連携を図りながら、適切な調査を実施する。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な障害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合 等

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が一定期間、連続して欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## 学校いじめ防止対策年間計画

□：教師の活動 ○：児童生徒の活動 ◇：保護者の活動

学期	月	取組内容 (例)	指導のポイント
1 学 期	4 月	□：学校間、学年間の情報交換及び指導記録の引継ぎ □：指導方針及び指導計画等の策定と共通理解 【いじめ防止対策委員会・職員会議】 □・○：学級開き（人間関係づくり・学級のルールづくり） 【始業式・学級活動】 □・いじめ防止強化月間の取り組み【学級・児童活動】 □・◇：保護者へ『いじめ防止対策』に向けた取組説明及び啓発 【P.T.A総会・家庭訪問】	・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・全校体制で指導するためにも共通理解を図る。 ・学校がいじめ問題について、本気で取組む姿勢を生徒や保護者に示す。
	5 月	□・○：校外学習活動（遠足等）をととした人間関係づくり 【学年行事・学級活動】 □・○：学校行事（運動会等）をととした人間関係づくり 【学年・学級活動】	・班編成等、生徒の活動の場面に留意が必要である。
	6 月	□・○：いじめ調査<学校>の実施と活用 □・○：教育相談の実施 【学級活動】 ○：話し合い活動『学級の課題について』 【学級活動】 □：Q-U調査の分析と共通理解	・6月は児童生徒の人間関係に変化が表れやすい時期である。 ・Q-U調査の実施時期に配慮する。（行事の前後は避ける） ・1学期の折り返しの時期にあたり、学級の課題を教師と児童生徒が共有し、今後の活動に活かしていく。
	7 月	□・○：話し合い活動『1学期の振り返り』 【学年・学級活動】 □：1学期の生徒指導の振り返り 【職員会議】	・1学期の活動を振り返るなかで、いじめ防止対策の点検を行う。 ・1学期を振り返り、生徒指導上の課題を教師間で共有し、次学期へつなげる。
	8 月	□：いじめや教育相談等に係る研修会への参加 【夏季研修会等】 □：2学期の生徒指導について共通理解 【校内研修会】	・各研修会で、いじめや教育相談等についての研修を深め、今後の指導に活かしていく。 ・夏休み期間中の家庭訪問、児童の様子の把握に努める。（家庭訪問）
	9 月	□：夏休み明け児童生徒の様子把握 □・○：いじめ調査<市教委>の実施と活用 【学級活動】 □・○：教育相談の実施 ○：Q-U調査の実施と活用 【学級活動】	・夏休み明け、児童の様子の変化に注意する。（保護者へ連絡） ・行事に向けて、活動中の児童生徒の様子に十分気を配る。 ・Q-U調査の実施時期に配慮する。（行事の前後は避ける）
	10 月	○：話し合い活動『学級の課題について』 【学級活動】 ○校外学習活動(自然教室・修学旅行) 【学年行事・学級活動】	・児童が主体となって活動できるよう、活動意欲と自覚を促す支援をする。
2 学 期	11 月	□・○：いじめ防止啓発月間 【学級・児童活動】	・児童が主体となって、いじめ防止に向けた取組を進める。 ・2学期の折り返しの時期にあたり、学級の課題を教師と児童が共有し、今後の活動に活かしていく。
	12 月	□・○・◇：『教育活動に関するアンケート』の実施 【アンケート】 □・○：話し合い活動『2学期の振り返り』 【学年・学級活動】 □：2学期の生徒指導の振り返り 【職員会議】	・2学期の活動を振り返るなかで、いじめ防止対策の点検を行う。 ・2学期を振り返り、生徒指導上の課題を教師間で共有し、次学期へつなげる。 ・児童生徒・保護者の意見を聞き、点検活動につなげる。 ・冬休み期間中の家庭訪問、児童の様子の把握に努める。（家庭訪問）
	1 月	□：冬休み明け児童生徒の様子把握 □・○：いじめ調査<学校>の実施と活用 【学級活動】 □・○：教育相談の実施	・冬休み明け、児童の様子の変化に注意する。（保護者へ連絡） ・様子の変化については、教師間で共通理解を図る。
3 学 期	2 月	○：話し合い活動『学級のまとめに向けて』 【学級活動】	・新年度の学級編成に向け、人間関係に不安を感じ訴えてくる児童の声を拾う。
	3 月	□・○：話し合い活動『一年間の振り返り』 【学級活動】 □：指導記録の整理、進級する学年への引継ぎ資料の作成 □：指導方針及び指導計画の点検と送り 【いじめ防止対策委員会・職員会議】	・いじめに関する情報を確実に引継ぐための資料を準備する。 ・教師による教育活動の反省を参考に、次年度に向け、指導の準備を進める。

# いじめが起こった場合のフロー図

